

»

シティ信金の概要

»

シティ信金とCSR

»

シティ信金の営業のご案内

»

資料編

1 総代会の仕組み

総代会制度について

信用金庫は、会員同士の「相互信頼」と「互恵」の精神を基本理念に、会員一人ひとりの意見を最大の価値とする協同組織金融機関です。

当金庫は、会員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保するため、信用金庫法第49条の規定に基づき、総会に代えて総代会制度を採用しています。

この総代会は、決算、取扱業務の決定、理事・監事の選任等の重要事項を決議する最高意思決定機関です。したがって、総代会は、総会と同様に、会員一人ひとりの意見が当金庫の経営に反映されるよう、会員の中から適正な手続きにより選任された総代により運営されます。

また、当金庫では、総代会に限定することなく、日常の事業活動を通じて、総代や会員とのコミュニケーションを大切にし、さまざまな経営改善に取り組んでいます。

なお、総代会の運営に関するご意見やご要望につきましては、お近くの営業店までお寄せください。

総代会は、会員一人ひとりの意見を適正に反映するための開かれた制度です。

2 総代候補者選考基準

- 当金庫の会員である方
- 就任時点で80歳を超えていない方
- 地域における信望が厚く、当金庫の総代として相応しい方
- 当金庫の理念・使命をよく理解していただける方
- 地域の情報に通じ、当金庫に対する協力者である方
- 金庫経営および業績発展に寄与していただける方
- 良識をもって正しい判断をしていただける方

3 総代会と総代選任方法

(1) 総代の任期・定数

- 総代の任期は2年です。
- 総代の定数は、140人以上190人以内で、当金庫の営業地区を選任区域に分け、会員数に応じて各選任区域ごとに定めています。

現在の総代数は147人です。(令和5年6月14日現在)

(2) 総代の選任方法

総代は、会員の代表として、会員の総意を当金庫の経営に反映する役割を担っています。

そこで、当金庫の総代の選考は、信用金庫法、定款、総代選任規程および総代候補者選考基準に基づき、次の手順を経て選任します。

- ①総代会の決議により、会員の中から総代候補者選考委員を選任する

- 総代会の決議により、選任区域ごとに会員の中から選考委員を選任する

- 総代選考委員の氏名を各営業店の掲示場に掲示する

- ②その総代候補者選考委員が総代候補者を選考する

- 総代候補者氏名を各営業店の掲示場に掲示する
- 上記の掲示について電子公告により公告

- ③その総代候補者を会員が信任する

- 総代の氏名を各営業店の掲示場に1週間以上掲示する(異議があれば申し立てる)

- 理事長は、会員の代表として総代候補者を総代に委嘱する

総代が選任されるまでの手順について

① 選任区域ごとの総代定数を決定

- 営業地区を選任区域に分け、会員数に応じて、各選任区域ごとの総代定数を決定

② 総代候補者選考委員を選任

- 総代会の決議により、選任区域ごとに会員のうちから選考委員を選任
- 選考委員の氏名を、各営業店の掲示場に掲示

③ 総代候補者を選考

- 選考委員が、総代候補者を選考
- 総代候補者の氏名を、理事長に報告
- 総代候補者の氏名を、1週間以上各営業店の掲示場に掲示
- 上記の掲示について電子公告により公告

異議申立期間(公告後2週間以内)

④ 総代の選任

- 会員から異議のない総代候補者
または
●選任区の会員数の1/3未満から、異議の申し出があった総代候補者

- 選任区の会員数の1/3以上から、異議の申し出があった総代候補者

- 当該総代候補者数が選任区域の総代定数の1/2以上

- 当該総代候補者数が選任区域の総代定数の1/2未満

- 他の候補者を選考

- 改めて欠員の選考を行わない

- 理事長は、総代候補者を総代に委嘱
- 総代の氏名を、各営業店の掲示場に1週間以上掲示

4 第97期 通常総代会の決議事項



令和5年6月14日開催の第97期通常総代会において、次の事項が報告および付議され、それぞれ原案どおりご承認いただきました。

(1) 報告事項

第97期(令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)
業務報告、貸借対照表および損益計算書の内容報告
に関する件

(2) 決議事項

- 日程第1. 総議案 第1号
令和4年度 剰余金処分案承認に関する件
- 日程第2. 総議案 第2号
優先出資の一部消却に関する件
- 日程第3. 総議案 第3号
「定款」の一部改定に関する件
 - (1) 地区の追加に伴うもの
 - (2) 店舗統廃合に伴うもの
 - (3) 代表理事に伴うもの
 - (4) 総代の定数変更に伴うもの
 - (5) 優先出資の総口数の最高限度の変更に伴うもの
- 日程第4. 総議案 第4号
出資会員の除名に関する件
- 日程第5. 総議案 第5号
理事選任に関する件
- 日程第6. 総議案 第6号
監事選任に関する件

5 総代の属性等別構成比

職業別	法人代表者 個人事業主	95.92% 2.04%	個人	2.04%
業種別	製造業 卸売業・小売業 建設業	48.61% 18.75% 7.64%	不動産業 各種サービス 運輸業	11.11% 6.94% 6.94%
年代別	70歳以上 60歳以上70歳未満 50歳以上60歳未満 40歳以上50歳未満	42.86% 30.61% 23.81% 2.72%		

6 総代の氏名

現在の総代氏名は、下記のとおりです。

大阪シティ信用金庫の総代

令和5年6月14日現在
(順不同、敬称略)

選任区	人数	氏名
第1区 中央区、浪速区、天王寺区、生野区	18名	吉村 孝文⑤ 本田 良介⑤ 松元 邦夫⑤ 中村 芳弘③ 住吉 栄之助① 鴻池 良一⑤ 松井 正武⑤ 高澤 功一④ 烏本 昌幸④ 村井 啓記④ 東野 宗昭⑤ 西谷 伸介⑤ 樋富 隆治⑤ 中田 陽裕③ 吉田 罗佳志⑤ 北橋 成夫③ 奥井 孝二① 粟井 邦英③
第2区 西区、港区、福島区、此花区、西淀川区、大正区、尼崎市	19名	野村 伸⑤ 西谷 和夫⑤ 山崎 徹⑤ 樋谷 博司⑤ 松本 兼輔③ 北村 勝信⑤ 太田 満夫⑤ 寺本 建司⑤ 奥内 英二郎⑤ 小坂 圭一③ 森 恵子⑤ 高林 伸行④ 小宮 光弘③ 大島 久司④ 野村 正美⑤ 樋口 莊一郎④ 中塚 賢治⑤ 辻野 隆裕⑤ 八木 利彦⑤
第3区 北区、東淀川区、淀川区、吹田市、中市、摂津市、茨木市、高槻市、池田市、箕面市、伊丹市	13名	若原 康正⑤ 保木 孝也③ 黒川 展行③ 井上 真吾② 吉田 栄一④ 中嶋 真理子② 油井 康彰① 北村 繁光⑤ 西村 明秀⑤ 高橋 昌良④ 田村 節子⑤ 吉田 政雄⑤ 櫻本 昭弘⑤
第4区 旭区、都島区、守口市、門真市、寝屋川市、枚方市、交野市	13名	藤澤 誠一⑤ 坪倉 日出夫⑤ 富上 結生⑤ 猪奥 年紀⑤ 野田 幹夫⑤ 北條 博史⑤ 大江 美佐③ 高橋 征二郎⑤ 牧野 洋一⑤ 陶 博一⑤ 安田 一⑤ 林 陽二郎⑤ 大野 満③
第5区 東成区、城東区、鶴見区、大東市、四條畷市	14名	津熊 浩司⑤ 飯森 郁男⑤ 藤原 一⑤ 松田 訓之① 原 直宏⑤ 石塚 はづ子⑤ 碇 洋司③ 唐金 吉弘① 松原 清一⑤ 淀 雅和⑤ 安間 正晃② 井上 算③ 松尾 英樹⑤ 綱野 芳生①
第6区 阿倍野区、東住吉区、平野区、松原市	12名	藤本 和茂⑤ 内山 順吉⑤ 山本 将義⑤ 樋口 一夫⑤ 長江 豊文③ 藤澤 憲次③ 小松 大二⑤ 澤田 浩一⑤ 八尾 栄一⑤ 杉本 茂③ 松岡 義則③ 大八木 祥治⑤
第7区 東大阪市、奈良市、生駒市、生駒郡、香芝市、大和高田市、北葛城郡、葛城市	27名	川口 凌太郎⑤ 芳村 英夫⑤ 森田 勝彦③ 德田 勝也⑤ 東口 勝紀③ 木下 吉数⑤ 飯田 三智男⑤ 笠原 幹司③ 山本 秀雄③ 今井 康之① 松本 輝雅③ 三井田 靖宗③ 藤林 源治③ 稲上 大三③ 木田 潔③ 田中 忠幸① 白井 博⑤ 西田 勝秀⑤ 阪本 薫⑤ 澤田 知宏⑤ 木ノ本 裕③ 永塚 隆夫③ 清水 大道② 福田 智子③ 西濃 政男⑤ 茨木 延夫⑤ 内田 卓⑤
第8区 八尾市、柏原市、藤井寺市、羽曳野市、大阪狭山市、富田林市、太子町、河南町、千里赤阪村、河内長野市	19名	西口 守⑤ 酒本 昌寿② 大屋 準一⑤ 坂東 孝朗⑤ 大床 直次⑤ 岡村 博光④ 田中 則男④ 和田 正① 熊谷 康正① 上田 南洋① 岩田 龍助① 今井 敏雄① 村上 興寛⑤ 植田 光紀④ 北橋 賢三④ 御喜田 俊也③ 門谷 佳樹④ 松村 和英④ 森嶋 黙④
第9区 住吉区、住之江区、西成区、堺市、高石市、泉大津市、和泉市、忠岡町、岸和田市、貝塚市、熊取町、泉佐野市、田尻町、泉南市	12名	永吉 清治⑤ 松山 孝⑤ 森 啓⑤ 福田 穂浪⑤ 竹本 繁生⑤ 竹中 和雄⑤ 堂上 勝己⑤ 甲斐田 安三⑤ 小島 啓③ 上野山 正作⑤ 尾崎 和雄⑤ 野口 真弘⑤

*氏名の後の数字は総代への就任回数。

*就任回数は、大阪シティ信用金庫となって以降の回数を表示。